

令和7年国勢調査広報業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和7年国勢調査広報業務委託の委託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

別紙「令和7年国勢調査広報業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）11月28日（金）まで

4 委託料の上限

24,700千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※提示額は提案にあたっての上限額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

5 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、業務委託契約等入札参加資格者名簿の「広報・広告業務」のうち「企画・制作業務」に関する入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書受付期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けている者。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けている者。
 - ③ 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中である者。
- (4) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 熊本県内に本社・支店又は営業所を設けている等、業務の実施にあたり県との

協議を密に行える体制を有していること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公告（募集開始） | 令和7年6月 5日（木） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年6月19日（木） 17時必着 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和7年6月19日（木） 17時必着 |
| (4) 企画提案書・辞退届提出期限 | 令和7年6月26日（木） 17時必着 |
| (5) プレゼンテーション | 令和7年7月 2日（水） 予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年7月 8日（火） 予定 |

7 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式1）を提出すること。

参加申込後、都合により辞退する場合には辞退届（様式2）を提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- (2) 提出先 下記15を参照
- (3) 提出期限 令和7年6月19日（木） 17時必着

8 質問書

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は、質問書（様式3）により提出することとし、提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

- (1) 提出方法 電子メール（電話・口頭のみでの質問は受け付けない。）
- (2) 提出先 下記15を参照
- (3) 提出期間 令和7年6月5日（木）から令和7年6月19日（木） 17時まで
- (4) 質問への回答

参加意向のある事業者全員に対し、電子メールで行う。

9 企画提案書の提出

プロポーザルの参加申込者は、企画提案書とその他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書表紙（様式4）
 - ② 企画提案書（任意様式（原則A4、縦横不問））
 - ③ 誓約書（様式5）
 - ④ 参考見積書・経費内訳書（任意様式）
 - ⑤ 事業者の取組に関する申出書（様式6）

※「事業者の取組」に該当がない場合は提出不要。

(2) 企画提案内容

① 業務の実施体制、スケジュール等

ア 実施体制

事業実施に従事する者の職種や配置人数、経歴・経験、業務分担等を記載すること。

イ スケジュール

全体のスケジュール及びその進行管理方法を詳細に記載すること。

なお、全体スケジュールについては、図表等を添付しわかりやすく示すこと。

② 業務の内容

仕様書で示した以下の各業務に対する具体的な業務内容を記載すること。

ア テレビ・ラジオCM、新聞、生活情報誌・デジタルサイネージ等を活用した広報

イ SNS・動画配信等インターネットを活用した広報

ウ 県広報パネルの制作及びポスター・リーフレットの印刷・利用

エ 熊本市中心部、その他広報イベント

オ 自由提案

③ 類似業務の実績

本件と同種・類似業務の実績がある場合は、具体的に記載すること。

(3) 提出先

下記15を参照

(4) 提出部数

正本1部とその写し8部 計9部

※企画提案書はクリップ留めすること（ファイリング不要）。

(5) 提出期限

令和7年6月26日（木）17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

(6) その他

① 企画提案書の提出後の修正又は変更は一切認めない。

② 提出された企画提案書等は返却しない。

③ 本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

10 プレゼンテーション

(1) 日時：令和7年（2025年）7月2日（水）予定

(2) 場所：熊本県庁内会議室

(3) 所要時間30分程度（プレゼンテーション20分、質疑10分）

(4) その他

① 説明者は、原則として本業務に従事予定の総括責任者及び担当者とする。

② プレゼンテーションは、参加事業者ごとに行うものとする。

- ③ 事業者ごとの開始時間は、別途連絡する。
- ④ H D M I 接続の大画面（５０インチ）モニターは県で準備する。

1 1 委託事業者の選定

(1) 審査項目と選定方法

企画提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容について、審査を行い、最も評価が高かった1者を委託候補者として選定する。

(2) 選考に係る留意事項

- ① 参加事業者が1者であっても、審査・選定を行う。
- ② 企画提案書提出が1者のみである場合は、審査員の評価点平均が70点以上となった場合に、参加事業者を委託候補者とする。
- ③ 5者を超える提案があった場合は、1次審査を実施し、上位5者によるプレゼンテーションを行うこととする。
- ④ 審査の結果、基準を満たす提案がない場合は、委託事業者を選定しないこととする。

(3) 県における当該審査に関わる情報は、すべて非公開とする。

(4) 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、全ての参加者に書面で通知する。

(5) 審査項目

以下の審査基準により総合的に審査の上、評価を行う。

【審査基準及び配点（120点満点）】

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。 ・官公庁及び民間等からの類似業務の受託実績を有しているか。	10
スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10
企画提案内容		
全般	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・提案内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。	10
テレビ・ラジオ CM、新聞、生活情報誌・デジタルサイネージ等	・国勢調査の周知として効果が見込める内容か。	10
S N S ・動画配信等インターネットを活用した広報	・熊本県内からアクセスしているユーザー又は熊本県内に居住しているユーザーへの周知として効果が見込める内容か。	20
県広報パネルの制作及びポスター・リーフレットの印刷・利用	・国勢調査の周知として効果が見込める内容か。	10

熊本市中心部、その他広報イベント	・国勢調査の周知として効果が見込める内容か。 ・集客を見込める内容か	20
自由提案	・独創性、創意工夫のある内容か。 ・実施方法等が具体的で、実現性があるか。	10
業務積算	・提案内容に対して、経費の積算が明確に示されており、積算金額は妥当性を有しているか。	10
事業者の取組		
働く環境の整備	・「熊本県ブライト企業」の認定	2
多様な人材の活躍	・障害者就労施設等の製品等の調達実績（当該年度又は前年度）	2
環境配慮	・省エネルギー、エネルギーシフト等の推進	2
持続可能な社会の実現	・熊本県SDGs登録制度の登録 ・パートナーシップ構築宣言の登録	4
合 計		120

評価点		評価
20点満点	10点満点	
20～17	10～9	特に優れている
16～13	8～7	優れている
12～9	6～5	普通
8～5	4～3	劣る
4～1	2～1	特に劣る

1 2 委託契約の締結

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は、契約の相手方が提出した企画提案書等を基に作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託契約書を作成することがある。
- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

1 3 契約保証金

契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、同規則第78

条に該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

1.4 その他事項

- (1) 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、提案が無効となることがある。
 - ① 実施要領等に示した参加に必要な資格がない者が参加申込を行った場合
 - ② 参加申込書（様式1）や企画提案書等に虚偽の記載をした場合
 - ③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
 - ④ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑥ その他実施要領等において示した参加条件等に違反した場合
- (3) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

1.5 提出先・お問合せ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県企画振興部交通政策・統計局統計調査課国勢調査・生活統計班
担当 水上（明）、馬原
電話 096-333-2179（直通）
FAX 096-384-7544
メール census@pref.kumamoto.lg.jp